

フランスの地域雇用創出 と社会的連帯経済

石塚秀雄(非営利・協同総合研究所いのちとくらし)

1. はじめに

フランスにおける雇用創出の取り組みの特 徴点は、3つある。すなわち、 国家による 職業養成実習、 民間企業への雇用促進補 助、 非営利協同セクターへの雇用補助支援 である(D.ドマジエール、2001)。第一の 分野については、フランスでは1988年に RMI(労働市場参入最低限所得)制度の導入 により、それまで失業者の概念に入らなかっ た「労働不能者」も雇用制度の対象とした。 これにより失業と貧困を別物扱いするのをや めて、「社会的排除」として雇用政策の中で 統合的に把握することとなった。「雇用な し」、「労働なし」の人々を労働市場に入れる ための基準を「雇用確保力(あるいは稼働能 力)」を統計指標とすることが強調されてい る。第二の分野については、営利企業の雇用 論理によって企業補助金の結果、社会総体と しての雇用が低下する危険もあることが指摘 されている。注目すべきは第三の分野であ る。フランスの社会的経済セクターは公共セ クターと連携しつつ、主として社会サービス 分野を中心に連帯的雇用や労働参入事業を進 めて失業克服の有力な手段となっていること である。すなわち公的セクター(国家・地方 自治体)と地域の社会的経済アクター(ある いはセクター)とが共同して地域開発として

の雇用創出に取り組んでいることである。 さらに、この両セクターの取り組みには歴 史的な実績があること、また明確な組織化 を行ってきていることである。すなわち、政 府組織として雇用連帯省の中に連帯経済局 が所管局として存在する。以前は社会的経 済各省連絡委員会という名称であった。同 連帯経済局の下に雇用創出委員会連絡委員 会(全国各地の委員会のとりまとめ委員会 といったもの、Comité de liaison des Comités de Bassin d'Emploi)が設置されて いる。そして地域社会的連帯経済のアク ターとして約300近くの活動組織(起業、社 会サービス、社会問題などの取り組み)が組 織化されている。

2. フランスにおける連帯経済

現在、政府側からの呼称は連帯経済という 言い方が行われている。この言葉はすでに 1980年代に使われていた言葉であり、フラ ンスのみならず、ラテンアメリカなどの論文 でも散見できるものである。南北経済問題の 解決の手段として力点が置かれた。当時、社 会的経済という用語も使用されていたが、連 帯経済はより広い政策的な意味合いも含んだ ものとして使用されていた。また1990年代 にヨーロッパの政治の中で、連帯という言葉 が社会的統合に関して頻繁に使われていたと いう事情もこの連帯経済という用語の採用に 影響していたと思われる。

しかし、連帯という言葉はフランスでは 1789年のフランス革命のスローガンのひと つである博愛fraternitéから始まる。これは 兄弟愛という意味であり、同業者組合における連帯を意味していた。一方、イギリスの 1604年の救貧法から始まる連帯の性格は、ボランタリズムとしてのアソシエーションを促進したが、公的サービス提供については、救済に伴うスティグマというペナルティを追わせる形を取った。これは現在の新自由主義的な社会保障理念すなわち、利他主義的な連帯の基本は個人的な慈善動機やフィランソロピに基づく考えがある。従って、寄付行為と自助が重視されるゆえんである。

一方、フランスの連帯理念は、フランス革 命後、アラール政令やルシャプリエ法に よって職能団体・中間的経済団体がいった んは禁止された後に、理念的な揉み直しを 経て 1830年代以降、再び労働者アソシ エーション主義が台頭するという経過をた どったという点がイギリスとは大きな違い を示している。ルシャプリエ法は、旧体制の アソシエーションの否定と個人主義との再 構成のために必要な過程であったと思われ る。連帯概念はこの過程を通じて民主的と いう形容詞を付与されることになる。なぜ ならば、労働者運動と市民的責任に支えら れた公共的社会的領域でのアソシエーショ ンの構築には民主的という要素を強調せざ るを得ないからである。

フーリエ、ブルードン、ブュッシェなどの 影響を受けたいくつかのアソシエーション 主義の運動が発生したが、共通しているの

は連帯とは第一に、アソシエーションする ことすなわち協働することであるという点 である。その具体的な形態は、共済組合、協 同組合、労働組合というアソシエーション であった。第二に、国立作業所構想に見られ るように(これは今日の雇用政策と連綿とつ ながっていると言って良い)国家責任とリン クさせつつアソシエーション活動をすると いうことに連帯の性格をおいていることで あった(この点は1880年代のマルクス対ブ ルードン論争や、マルクスのゴータ綱領批 判のテーマである、国家と労働者運動の依 存関係という問題を新たな視点で再検討す べきであろう)。すなわち、フランスの連帯 概念は、歴史的に見てきわめて制度化の過 程をたどり、公的セクターと労働社会運動 セクターとの綱引きの間で構築されてきた ものであると言える。今日、フランスで連帯 経済と名付けられるものは経済における社 会的領域すなわち社会的セクターあるいは 第三セクターの存在を認知した上で、社会 的経済という実体的基盤を持った、政策的 な連帯経済という概念と見なすことができ る。社会問題と経済問題は連動したものと みなされてきた。したがって相互扶助・共済 と社会的統合が重視されるゆえんである。

シャニアルとラビル (P.Chanial et J-L. Laville, 2002) は多様な連帯経済の特徴を 4 つに整理している。 (P.Chanial et J-L. Laville, 2002、L'économie solidaire: une question politiqe. Mouvements No.19, janivier'février 2002)

それによると、第一は、**公正経済として** の連帯経済であり、南北問題、とくに南の 国における生産者への搾取と配分の不公正 の是正の手段として位置づけられている。 第二は、連帯的財政機関の役割である。フ

ランスではFinasolという連帯的地域金庫の 集合体があり、社会的責任、倫理銀行とし て、中小企業や社会的経済起業に対して融 資を行っている。1998年には27億フラン(約 600億円)の融資実績がある。また1983年 に設立された「起業貯蓄投資家クラブ (CIGALES, Clubs d'investisseiurs pou une gestion alternative et local de l'épargne) は約200金融組織が加盟し、2002年度には 350 起業組織を作り、1800 年の新規雇用創 出に貢献している。国家も労働組合もこの 動きと連携している。第三は、非貨幣交換 方式いわゆる地域通貨の発展である。社会 的交換の形態は貨幣形態にとどまらない。 フランスにはSEL(les sytèmes d'échange local) が新た自主的な生産と交換の場とし て、メンバーシップに基づいた新しい互酬 の公共の場として位置づけられている。第 四は、地域起業活動組織の存在である。こ れは伝統的な組織形態から新しい社会サー ビスのための組織形態など多様であるが、 フランスでは主として近隣サービス組織と いう呼び方をして、ステークホルダー型の 全当事者(供給専門家、利用者、受益者など) の参加を軸とした協働方式を組織原則とし ている。とくに失業者に関しては安定した 雇用に挿入することを事業の目的にしてい る。市民参加型の経済民主主義の実現が連 帯経済であると言える。それは経済の社会 化であり、まさにフランス人格主義哲学者 のE.ムーニエがかつて言ったように、「経済 の人間化」である。

3. 雇用創出委員会CBEと起業活動組織

雇用創出委員会 CBE (1982.3.2法)は国 と地方自治体が支援をして地域の社会的経 済的活動 地域開発、起業、とりわけ雇用創 出の3分野 を行う委員会で構成は、行政、企業、労組の三者の代表が入ったアソシエーション形式のものである。全国に約100のネットワークがある。設立は1992年1月20日付の政令に基づき、雇用連帯省の所管となる。

労働市場への参入が困難な人々に対する 労働統合の方法は3つの方式に区分されている。すなわち 営利会社への挿入:最大10 年までの特定期限付き労働契約(CDD)、また国家補助を受けて、労働仲介アソシエーションや労働挿入企業との協定に基づく労働挿入。 社会的有用活動をする公営企業や非営利企業との雇用契約:労働挿入連帯契約(CES)または安定雇用挿入契約(CEC)。社会的有用活動をする営利活動企業との契約:経済活動による挿入(IAE)。

この3つの方式はどのような企業組織によって担われるのか。社会的経済・連帯経済の組織の法的登記形態には次のように伝統的な社会的経済企業としての協同組合、共済組合、アソシエーションを含めて新しい形態のものもある。

- (1) アソシエーション (1901年法、1908年法) アソシエーション (Association)、 非営利地方権アソシエーション (association de droit local sans lucratif)、 地方権アソシエーション (Association de droit local)、 地区事業体 (Regie de Quartier)、 労働挿入労働品質のための経営者グループ (GEIQ, Groupument d'empolyeurs pour l'Insertion et la Qualification)
- (2) 共済組織 (1955 年法) 共済組織 (Mutualite)、 共済組合(Mutuelle)
- (3) 協同組合 (1947年法、Cooperative)

労働者協同組合(SCOP)、 共益協 同組合(SCIC, la Societe Cooperative d'Interet Collectif, 2002.2.13JO法)。

- (4) 経済利益組織(1967年法、 Groupments d'Interet Economique)- 二人以上で作れるメンバーのための経済活動に限定したもの。資本出資しなくてもメンバーになれる。
- (5) 国際連帯組織 (Organisation de Solidarité Internationale)
- (6) 株式会社(1966 年法、Societé anonyme)
- (7) 社会的経済連合 (1985年法、Union d'Economie Sociale): 協同組合や共済組合、アソシエーション、保険会社などが集まって作る組織。
- (8) 公的施設(Etablissement Public): 公設事業組織
- (9) 混合労働組合 (Sumdicat Mixte, Syndicat intercommunal): 労働組合 も労働挿入事業を行うことが労働組 合法改正によりできるようになった。
- (10) 公益グループ (Groupment d'Interêt Public): 企業などが団体を構成できる。 さらに機能的に区分すると次のような形があり、それぞれが協力しあっている。企

式があり、それぞれが協力しあっている。企業と名の付くものの法的形式は、アソシエーション、株式会社、有限会社、協同組合などの形式をとることが可能である。

- (1) 仲介的アソシエーション(AI, Associations Intermediaires, 1987年 法):企業、地方自治体などに賃金労働 者を挿入する。非営利的活動。
- (2) 労働挿入企業 (EI, Enterprises d'Insertion、1992年法)。財とサービスの営利活動を通じて労働者の組み入れを

実現する。アソシエーションもあり。

- (3) 一時的労働挿入企業(ETTI, Entreprises de travail temporaire d'Insertion.1994年法): 不利な労働者 の一時雇用を促進する。
- (4) 地区事業体(RQ, Regiers de Quartier): 地方自治体とパートナーを組むアソシ エーション。地域住民参加の組織化を 重点に置く。
- (5) 宿泊社会再挿入センター(CHRS, Centre d'hebergement et reinsertion sociale):社会的に排除された人々の宿泊と訓練を行い、労働契約に結びつける。
- (6) 労働挿入作業所 (Chantiers d'Insertion,1998,y-4): 専門教育訓練 をコミュニティや企業とパートナーを 汲んで行う。
- (7) 共益協同組合 (SCIC): 新しい形式の協同組合。従来の協同組合形式ではメンバーシップはインドアであり、公共領域への門戸開放を前提とした形式。労働挿入を主たる目的としている。
- (8) 社会的有用活動団体 (Les Activites d'Utilite Sociale): (労働法第45,46条): 各種労働挿入組織が参加して形成する 団体。経済活動を通じて労働挿入を実現する。そのための労働の質を訓練などで向上させる。地域自治体、雇用局 (ANPE)、企業とのパートナーシップ。
- (9) 個別の契約: 連帯的雇用契約 (CES, Contrat emploi solidarite)、安定雇用契 約(Contrats emploi conslide)
- (10) 労働挿入・労働品質のための経営者グループ(GEIQ): 中小企業の要請に対して、適切な労働力を、稼働困難な人々を政府による労働当支援などを利用しながら、職業訓練をして挿入する。

4. 雇用挿入または創出の方法

こうした社会的経済・連帯経済の組織は とくに労働市場に参入の困難人々がきちん とした労働報酬を受けられるような形で雇 用されることを目指す点で社会的使命と経 済的使命は一体としてとらえられている。 これらの組織は、国や地方自治体などの行 政、企業、組織間とのパートナーシップを制 度的に行っている。

フランスにおけるこの分野の雇用挿入組織は、2001年12月現在2128組織ある。そのうち仲介アソシエーション(AI)は980,雇用挿入企業(AI., EI,ETTI)が1148である。

表1. AI, EI, ETTI, 2001

	AI	ETTI	EI
組織数	980	279	869
年間雇用挿入者数	168,300	46,600	12,800
挿入者の種類(%)			
前科者・元麻薬者	1.4%	3.9%	7.5%
社会扶助受給者	6.3%	8.2%	7.5%
RMI受給者	17.8%	19.0%	37.7%
社会保障受給者	6.7%	7.4%	8.1%
障害者	3.9%	5.1%	8.0%
困難若者	8.6%	17.6%	14.3%

出所: DARES, 2002.12.NO.52.1より作成。

これらの組織が対象とするものは、 エレミーRMI(労働市場参入最低限所制度)の受益者、 長期失業者、 26歳以下の就業困難な若者、 社会扶助の受給者、 社会的排除を受けている者(刑期修了者、元麻薬中毒者、無宿者、)、 無収入者、などである。したがって、業務の中身は社会的な支援も関わってくる。業務の中身は、対象者の教育に対しては、 稼働能力の促進、 とりあえずの雇用挿入のための訓練、 専門能力向

上プラン、渉外的には 雇用者との交渉、 求職支援、 紹介業務、 住宅、医療、保育 などについての調整、などがある。

各組織は登録している利用企業(utlisateur)に対して、臨時雇用対象者を紹介する。一時雇用、季節雇用などから労働法に基づく契約(特定期間契約、補助契約 訓練契約・雇用復帰契約)をして、これを最終的には常勤雇用にまで持っていくことを目指す。各組織はその後も雇用状態について追跡チェックを行う。雇用局(ANPE)の認定を受けて、仲介組織などを通じて労働挿入雇用契約を結び、雇用会社はそれぞれに計算された公的補助金を受け取る。1名の雇用につき年間最大13000ユーロ程度である。

こうした雇用挿入活動に対しては、既存の社会的経済セクターの金融部門(協同組合銀行、倫理銀行、貯蓄金庫、地域連帯基金、地域通貨組織)などの支援がある。融窓口としてはIDES, Institut de Developpment de l'Economie Sociales)をこれらの金融機関が作っている。たとえば貯蓄金庫法改正(1999.6.25)により、貯蓄金庫は公益に貢献できることが明記され、社会的連帯経済や地域経済事業への融資が可能になった。

政府組織としては、社会的経済連帯経済庁(Secretariat d'Etat a l'economie solidaire)の下に社会革新社会的経済省庁間代表部(DIES,Delegation Interministeriel a l'Innovation Social et l'Economie sociale)をおいている。さらにこれらは雇用局(ANPE)および地方行政組織(地方、県、コミューヌ)の担当部署がある。DIESはもともと1981年(政令1981,12.15)によって社会的経済概念に基づき、協同組合、共済組合、アソシエーションの振興を計る目的で設置された。連帯経済的な政策とのドッキングが必要と

され、2000年4月より、社会的経済連帯経済庁の下に統合化された。

5. おわりに

フランスの社会的経済・連帯経済セク ターは、まさに社会連帯的な雇用創出の柱 を担っている。もともと新自由主義の台頭 と福祉国家の縮小という一般的な現象にそ のきっかけがあるにしても、簡単に言うな らば、フランスにおける社会的経済セク ターはまさに、公的セクターと民間セク ター、そして社会セクターの重なる部分に おいて制度化が歴史的に組み立てられてき たといえる。第一に行政における役割認識 であり、第二に、営利企業における参加であ り、第三になによりも社会的経済・連帯経済 セクターの構築である。伝統的な社会的経 済セクターもまたこの新しい雇用・サービ スの創出の動きに積極的に関与している。 フランスでは同種組織、異種組織とのさま ざまなネットワークを構築している。した がって、日本に対する示唆としては、 的経済連帯経済セクター(非営利協同セク ター)の各種組織の、雇用創出を軸としてそ の組織構造(なによりも組織運営原理をどう するかが、労働の実現、剰余の分配に当たっ て重視されるから)を明記しながら、法制度 化を促進すること(フランスのごとく)。 雇用創出にむけて、社会的経済セクターの 各種組織のパートナーシップ促進のための 協同組織・委員会などを作る。水平的な協 同。 行政の社会的経済・連帯経済セクター にたいする理解の促進への努力。周知のと おり日本では官僚主義がはびこり、お上意 識を払拭するには多大の困難がある。新自 由主義的方向ですなわち、官僚たちもス テークホルダーの一員にすぎず、社会学習、

公共選択の論理枠にあるのだと知らしめる か、あるいは公私セクター二元論を廃して、 第三の社会的経済・連帯経済セクターの存 在という新しい公共性の領域を認知させる かであろう。福祉国家の方向性ともども重 視されるべき側面である。 結局は、住民・ 市民の姿勢にかかわってくる。住民参加を 単に行政への抗議監視にとどまらず、対等 なパートナーとして参加するという方式の 確立が必要である。日本のNPO法によって 現在10000の登録がある。まだ端緒的では あるが、これを単なる市民活動ではなくて、 労働と生活をリンクしたものを組織目的と するものを増大させていく必要がある。日 本でも失業率の増大、若者の将来的な雇用 不安、現在の雇用条件の悪化など、将来的に 克服すべき問題に直面している。フランス の社会的経済・連帯経済セクターにおける 雇用創出プログラムは代案の一つと見るこ とができる。

<主要参考文献>

D.ドマジエール(都留民子訳)『失業の 社会学』、法律文化社、2002.

'L'economie sociale et solidaire,", Mouvements No19., 2002.1.2., La Decouverte.

A.Lipietz, « Pour Le Tier secteur— L'economie sociale et solidaire : », 2001, La Decouverte.

C.Fourel et al., « La nouvelle economie sociale », 2001, Syros,

(本稿は平成15年度科学研究費補助金(基盤研究(A)(2)「ポスト福祉国家における非営利・協同セクターの役割に関する日米欧比較研究」の成果の一部である)